

4月の税務カレンダー

個人所得税振替納税	4月19日(5月31日に延長)
個人消費税振替納税	4月23日(5月24日に延長)



消費税の総額表示が義務付けられます

令和3年4月1日より、消費税の税込価格の表示(総額表示)が必要になります。「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいてあらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含む)を含めた価格を表示することをいいます。

※二度にわたる消費税率の引き上げに際し、事業者の事務負担等に配慮する観点から特例として平成25年10月1日から令和3年3月31日まで間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされていました。

■対象となる取引

消費者に対して、商品の販売、役務の提供を行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするとき事業者間での取引は総額表示義務の対象外

■総額表示に該当する価格表示の例

※例示の取引は税率10%が適用されるものとして記載

- 11,000円
- 11,000円(税込)
- 11,000円(税抜価格10,000円)
- 11,000円(うち税1,000円)
- 11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)
- 10,000円(税込11,000円)

☆ポイント☆

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」を併せて表示させても構いません。

消費者が支払金額である「消費税を含む価格」を一目で分かるようにすることが必要です。

■対象となる表示媒体

商品本体による表示(値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告
口頭による価格の提示は含まれない

■価格表示を行っていない場合

総額表示が義務づけられるのは、あらかじめ取引価格を表示している場合であり、価格表示がされていない場合にまで価格表示を強制するものではありません。

<今年の花見はどうなる?>

毎年、春になると花見のシーズンを迎えます。今年の花見は、開花が早く入学式を迎えるころには既に散ってしまいました。例年になく早い開花だったようです。コロナ渦のことで、どこの「桜まつり」も中止となっており、静かに！酒盛り等なし！での「桜見物」となりました。私は、立山公園及び大村公園の桜おまけに近所の鹿尾公園での花見を楽しむことができました。

毎年、桜の次は藤及びつつじや芝桜などが楽しみですが、黒木の大藤(福岡県八女市)及び中山大藤(福岡県柳川市)ともに「藤まつり」は中止となっております。大変残念です。昨年、黒木の大藤は、藤間まつりを中止したにも関わらず、見物客が多くなり、密を避けるため「大藤の花」を切断したそうです。悲しくなりますね。